

鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託企画提案書評価要領

鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託に係る総合評価一般競争入札については、入札参加者から提出された企画提案書及び入札価格を以下の基準で評価し、落札者を決定する。

1 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価点(以下「技術点」という。)

技術点の上限は80点とし、以下のとおり配点する。なお、必須事項に適合しない評価がある場合は、以後の評価は行わない。

選定基準	審査項目	企画提案書の項目	評価項目	配点						
1 適切な給食提供の実施					必須事項					
1	基本理念及び運営方針	1 受託を希望する理由及び運営方針について	・一時保護所の給食業務受託業者としての適正性							
2	業務従事体制	10 業務従事体制及び倉吉児童相談所との連携体制について	・必要な人員配置							
2 充実した給食提供の実施					35点	特に劣	劣	普通	優	特に優
1	栄養管理・献立管理	2 献立管理の考え方及び工夫について	・献立管理能力 ・栄養士との連携	10点	2	4	6	8	10	
		3 個別献立を要する場合の対応・体制について	・個別献立を要する場合の体制 ・献立変更の柔軟性・迅速性	5点	1	2	3	4	5	
2	行事食・食育指導	5 行事食及び弁当についての提案、具体的な実施方法並びに調理指導等への協力について	・行事食の内容 ・調理実習の協力	5点	1	2	3	4	5	
3	給食材料の調達	6 食材の選定基準について	・地産地消の推進 ・使用食材の安全性 ・冷凍食品・加工食品の使用及び考え方	10点	2	4	6	8	10	
4	調理・盛り付け・配膳業務	7 給食調理・盛り付け・配膳の工夫について	・調理・盛り付けの工夫 ・適時適温配膳の工夫	5点	1	2	3	4	5	
3 安全・安心な給食提供の実施					15点					
1	衛生管理	8 食中毒及び異物混入が発生しないための衛生管理について	・給食材料、施設、調理従事者等の衛生管理	10点	2	4	6	8	10	
		9 厨房施設内の衛生管理について	・食中毒発生予防対策	5点	1	2	3	4	5	
4 円滑な給食提供の実施					30点					
1	食数管理	4 予定食数確定後の変更への対応(緊急時等)について	・予定食数確定後の変更対応	10点	2	4	6	8	10	
2	業務従事体制	10 業務従事体制及び倉吉児童相談所との連携体制について	・倉吉児童相談所との連携体制	10点	2	4	6	8	10	
3	給食会議・検査・非常時対応	11 給食会議・検査結果を受けての改善取組及び非常時の対応について	・給食会議の出席(定期・臨時) ・給食会議・検査結果をうけての対応 ・非常時の対応	10点	2	4	6	8	10	
計					80点					

(2) 企画提案書の評価方法

企画提案書の評価は、「鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託審査会(以下「審査会」という。)

審査会には5名で構成するものとし、会長及び委員を置くものとする。

2 入札価格の評価

入札価格の評価点(以下「価格点」という。)については、上限を20点とし、次の算式により評価する。

$$\text{価格点} = 20 \text{点} \times (\text{最低入札価格} \langle \text{注} \rangle - \text{食材料費}) / (\text{入札価格} - \text{食材料費})$$

〈注〉「最低入札価格」とは、入札参加者から提出された入札価格のうち最低額のものをいう。

3 落札者の決定

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者であって、技術点及び価格点の合計点において最も高得点を獲得した者を落札者に決定する。なお、最も高得点を獲得した者が2人以上となる場合は、技術点の高い方の者に決定する。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した他の者のうち、審査会の評価において最も高得点を獲得した者を落札者とするところがある。